

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル 方式及び総合評価落札方式の考え方について 【建設系】

(平成24年度版)

平成24年4月
沖縄総合事務局
開発建設部

改定の経緯等

「沖縄総合事務局開発建設部のコンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)」



「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成23年6月30日付け国官技第107号)

通達による見直、委員会での指摘



運用ガイドライン(案)改定

注意事項

隨時必要事項等を追加、修正する。

説明の評価項目等の設定は、一般的、標準的なものとして記載しており、
個々の業務特性、地域特性に応じて適宜見直すことがある。

平成24年度変更の要点等

政府調達協定対象額の見直しについて

政府調達協定対象額の見直し(H24.1.23財務省告示第25号)に伴い、従来の対象額6,900万円を5,800万円に見直した。 (P5)

発注方式の選定について

発注方式の選定にあたっては、予定価格を算出するに当たって過半を見積もりを活用する業務の取り扱いを追加した『発注方式の選定フロー』及び『標準的な発注方式事例』に基づき適切に設定するものとする。 (P2,3)

設計共同体の取扱いについて

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続きを行うときは、単体企業に加え、設計共同体にも原則参加を認めるものとし、設計共同体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとするものとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる設計共同体も認めるものとし、資格要件(同種又は類似業務実績)については、新規参入者等への配慮等の観点から、現状では設計共同体構成員の全ての者に求めている実績を原則設計共同体の代表者のみに求めることとする。

なお、設計共同体の構成員及び技術者に対して業務実績及び業務成績等を付与するものとする。

同種・類似業務の基本的な考え方について

同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとし、設定にあたっては『同種・類似業務の取扱事例について』を目安として活用するものとする。 (P 41)

地域要件等の設定について

地域要件、地域貢献度、地域精通度の設定等の考え方を明示した。 (P 23)

業務表彰の取扱いについて

プロポーザル方式で発注される業務のうち、他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務については、他地方整備局等の表彰も沖縄総合事務局の表彰と同等に評価するものとする。 (P 35)

参考見積の取扱いについて

総合評価落札方式において参考見積を徴収する場合は、入札公告又は入札説明書においてその旨明記するとともに、当該見積に関する部分の内訳歩掛をできるだけ早く入札説明書等ダウンロードシステムによって開示することにより、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するように努めるものとする。

入札説明書記載例

参考見積り

本業務に係る参考見積りについて、別添の特記仕様書に基づき、様式 - に記載の上、参加表明書と併せて提出するものとする。なお、当見積り結果等により採用する歩掛は、入札システムにおいて平成 年 月 日()開示する。また、当資料については技術評価点に関係するものではない。

参加表明者(企業)の技術部門登録の評価について

参加表明者(企業)の資格要件の技術部門登録の評価において、建設コンサルタント登録の場合には、建設コンサルタント登録規程による部門まで設定するものとする。 (P 27)

技術者資格の追加及び評価について

技術力を有する技術者を適正に評価するために現行の技術士、RCCM等に追加して、土木学会認定技術者(土木関係分野に適用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に適用)を業務内容に応じて適宜設定するものとする。 (P 29)

技術者の従事した立場の取扱いについて

指名及び選定段階において、配置予定技術者に対する要件の「同種又は類似業務」の実績において、職務上従事した立場は管理技術者を基本とし担当技術者は適宜設定していたが、若年者への配慮の観点から職務上従事した立場が担当技術者の場合も原則評価することとする。 (P 30、31)

また、同様に入札及び特定段階において、配置予定技術者に対する要件の「過去10年度間の同種又は類似業務等の実績内容」及び「過去4年度間に担当した業務成績」の評価において、職務上従事した立場が担当技術者も原則認めることとする。 (P 33、34)

総合評価落札方式(簡易型)のヒアリング省略について

プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型、簡易型)ともに原則ヒアリングを実施していたが、テーマを求めるない総合評価落札方式(簡易型)においては受注者のヒアリングに伴う人件費及び旅費等の軽減及び受発注者双方の事務負担軽減の観点で原則ヒアリングを実施しないこととする。 (P 22)

テーマ名称を評価テーマに統一
プロポーザル方式は特定テーマ、総合評価落札方式は評価テーマとしていたが、全国
ガイドラインが評価テーマに統一したことから当局ガイドラインも統一することとする。

(参考)過年度における変更の要点等

技術提案書作成時に資料閲覧可

資料閲覧が可能な業務において、入札参加希望者の業務内容の理解度を深め、より優れた技術提案書を期待。

技術提案の評価項目に「履行確実性」を追加

技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため新たに追加。

技術者評価型プロポーザル方式の取りやめ

高度な技術検討をする業務にも関わらず特定テーマが設定されていないことから実施しない。

(平成22年10月1日以降に公告する建設コンサルタント業務等から実施)

目 次

1. 入札・契約手続き選定の考え方	1
2. 入札方法等	6
3. 特定者及び落札者の決定	9
4. 技術提案の履行確実性評価	11
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順	16
6. 競争参加資格要件等	19
7. 評価項目及び評価方法等	38
8. 同種・類似業務の取扱事例	41

1. 入札・契約手続き選定の考え方

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き下記のいずれかの方式を選択することを基本とする。

プロポーザル方式

競争入札方式(総合評価落札方式、価格競争)

発注方式の選定に当っては、「発注方式の選定フロー」
(図 - 1)に基づき 適切に設定する。

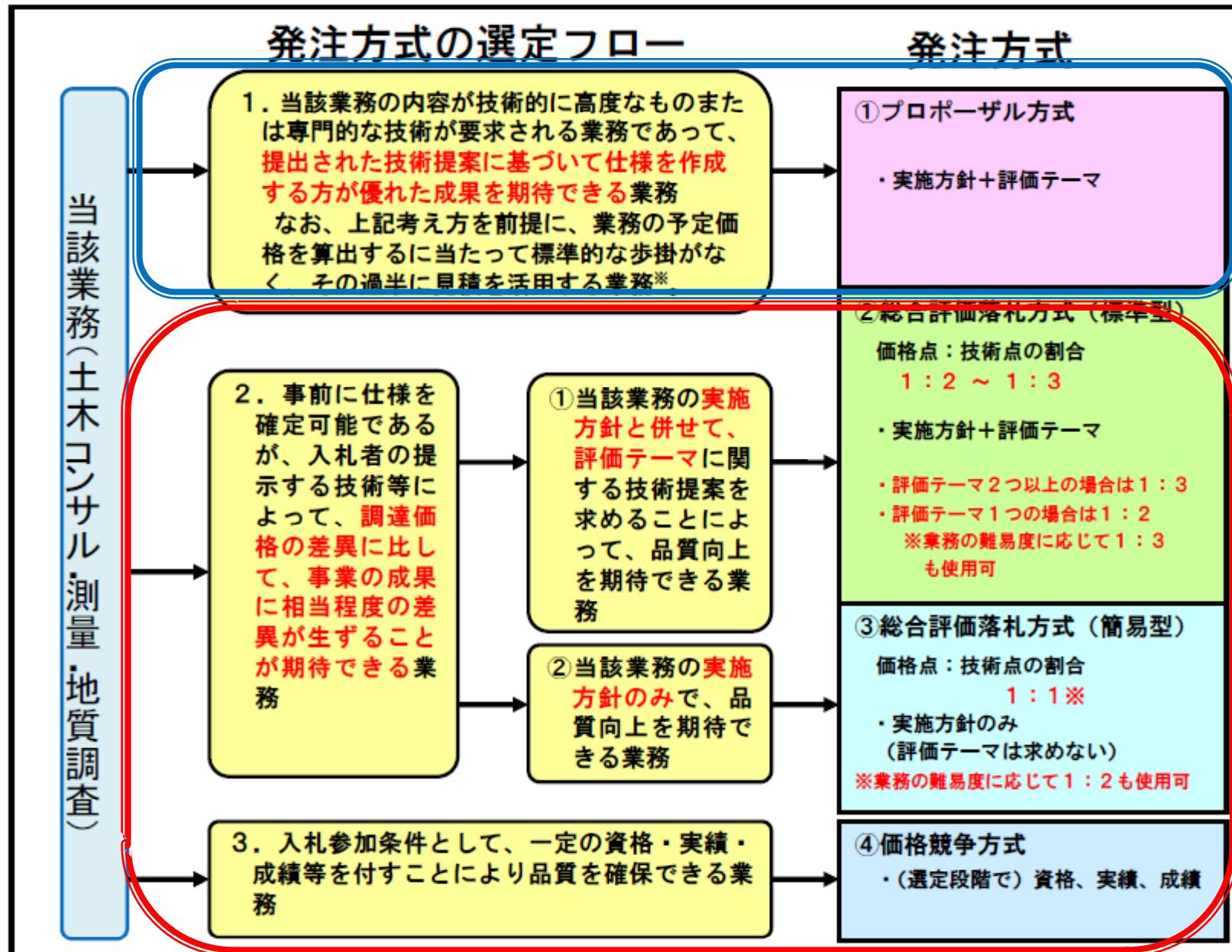
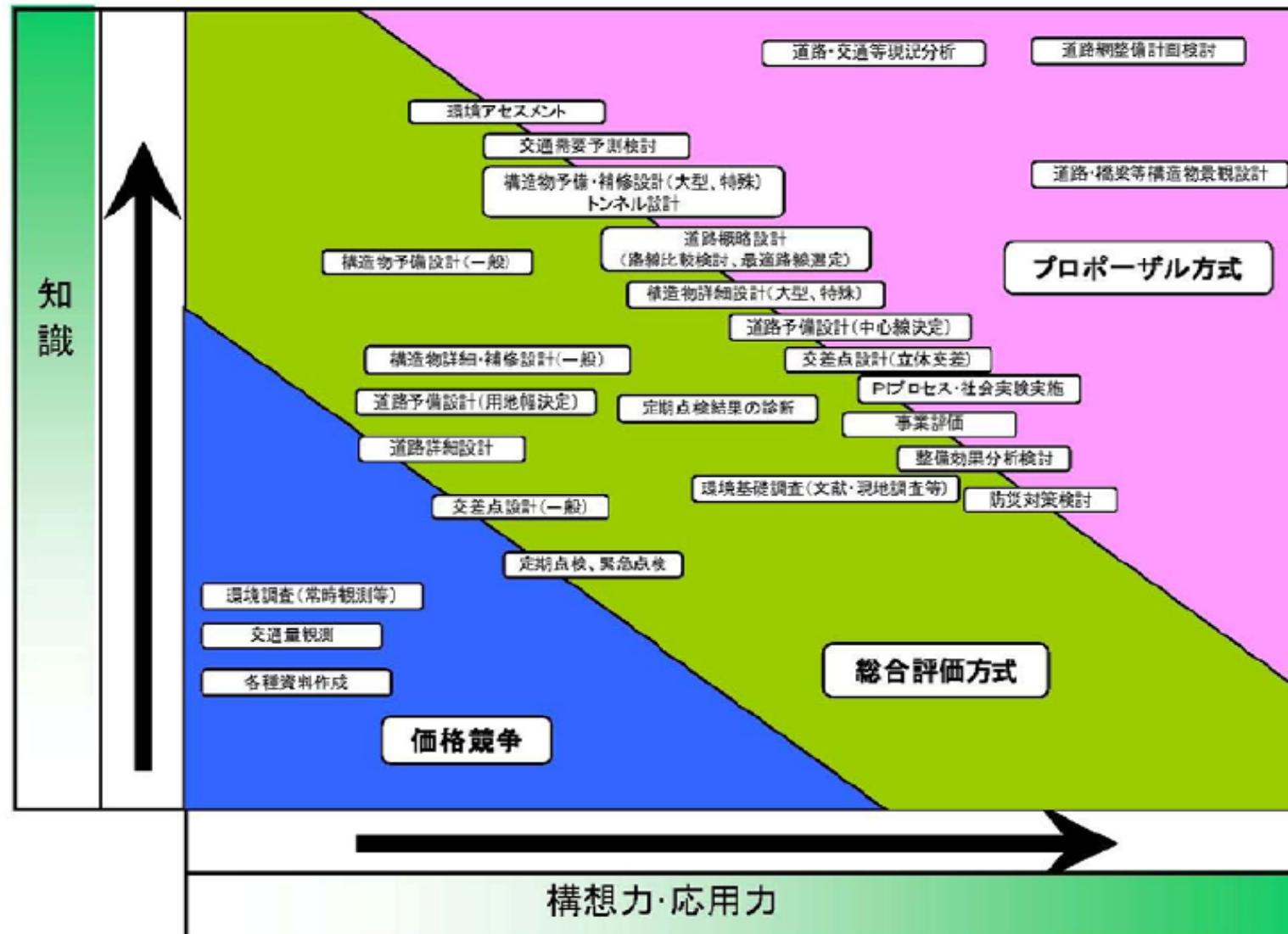


図 - 1 発注方式の選定フロー

プロポーザル方式

競争入札方式

建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例



標準的な業務内容に応じた発注方式事例(道路事業の例)

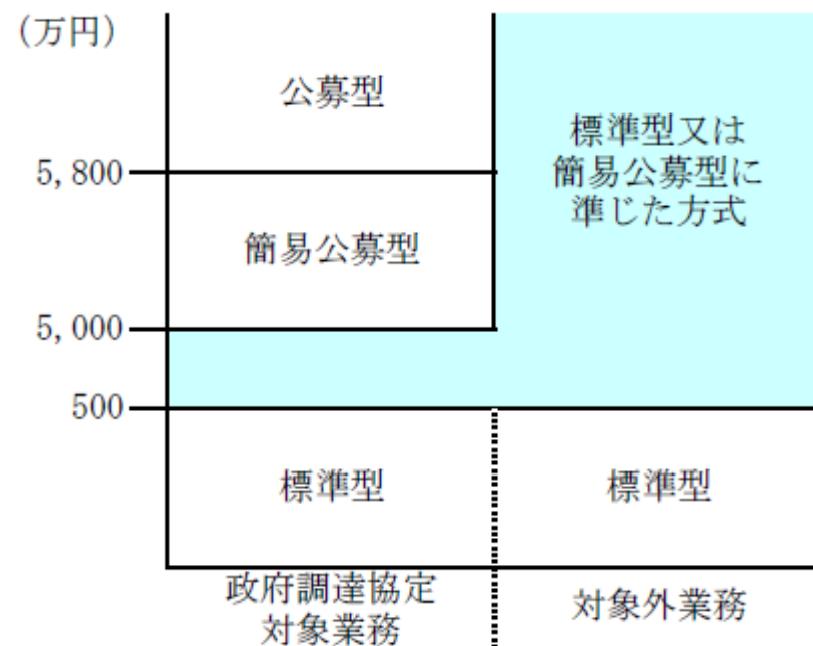
入札契約方式の分類

入札契約方式	発注方式	契約方式（業者選定方式）		評価項目	
競争入札	価格競争	一般競争入札		価格	
		指名競争入札	公募型		
			簡易公募型		
			簡易公募型に準じた方式		
			通常指名		
	総合評価落札方式 (標準型) (簡易型)	一般競争入札		価格+技術力	
		指名競争入札	公募型		
			簡易公募型		
随意契約	プロポーザル方式	簡易公募型に準じた方式		技術力	
		標準型プロポーザル			
		公募型プロポーザル			
		簡易公募型プロポーザル			
	上記以外の随意契約			—	

予定価格に応じた発注方式の分類の標準的な考え方

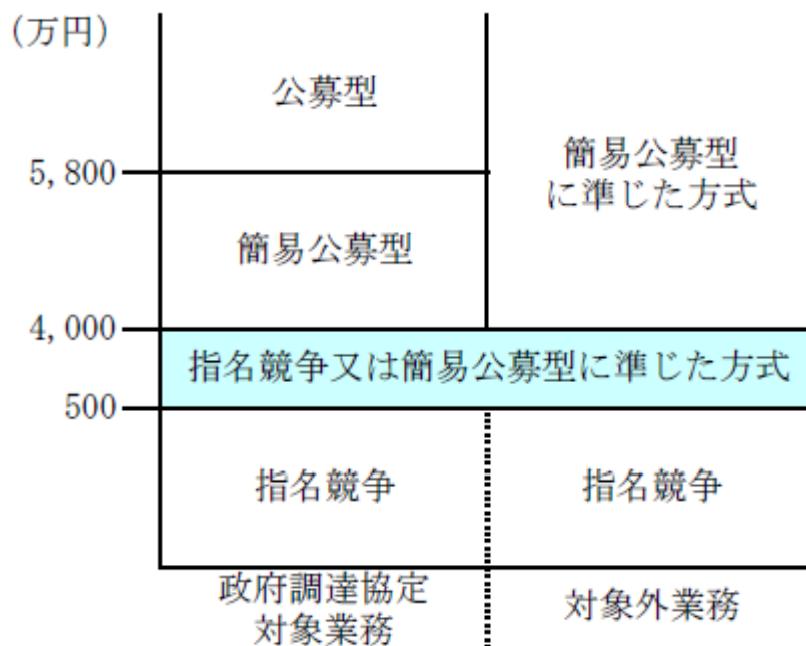
(模式図)

①プロポーザル方式



注：500万円未満についても可能な限り簡易公募型に準じた方式とすること。

②競争入札方式（総合評価落札方式含む）



注：4,000万円未満についても可能な限り簡易公募型に準じた方式とすること。

2. 入札方法等 1/3

手続き、タイプ別整理表

手続き方式	タイプ分類	技術提案の内容	業者選定の方法	求める技術力のイメージ
プロポーザル方式	-	<ul style="list-style-type: none"> ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針 + 評価テーマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型 ・標準型 	
競争入札方式 (総合評価落札方式)	標準型	<ul style="list-style-type: none"> ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針 + 評価テーマ ・価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名 	
	簡易型	<ul style="list-style-type: none"> ・予定技術者の経験・能力 ・実施方針 ・価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型 ・簡易公募型 ・通常指名 	

2. 入札方法等 2/3

(1) プロポーザル方式(総合評価型)

当該業務の実施方針と評価テーマに関する技術提案の提出を求め、技術的に最適なものを特定する。

評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針は、資料の提出時から差し替え、追加は認めない。

(2) 総合評価落札方式(標準型)

価格と当該業務の実施方針と評価テーマに関する技術提案をもって入札する。

評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針は、資料の提出時から内容を変更してはならない。内容の変更があった場合は入札無効とする。

価格と技術の評価に関する配点比率

価格評価点 : 技術評価点

・評価テーマが1つの場合 1(30点) : 2(60点)

・評価テーマが2つ以上の場合 1(20点) : 3(60点)

注:()は評価点の最大値

2. 入札方法等 3/3

(3) 総合評価落札方式(簡易型)

価格と当該業務の実施方針をもって入札する。

技術提案の実施方針は、資料の提出時から内容を変更してはならない。

内容の変更があった場合は入札無効とする。

価格と技術の評価に関する配点比率は原則1:1とする。

価格評価点 : 技術評価点

1(60点) : 1(60点)

3. 特定者及び落札者の決定

3 - 1. プロポーザル方式

プロポーザル方式は競争性のある随意契約であり、基本的に、特定された後は随意契約に準じて契約締結を行う。

3 - 2. 競争入札方式(総合評価落札方式)

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の算出方法としては、原則として加算方式とする。

評価値の算出方式(加算方式)

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点の設定の考え方

技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を20点から60点の範囲で決定する。各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

技術評価点の算出方式

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

予定価格が1,000万円を超える建設コンサルタント業務等においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

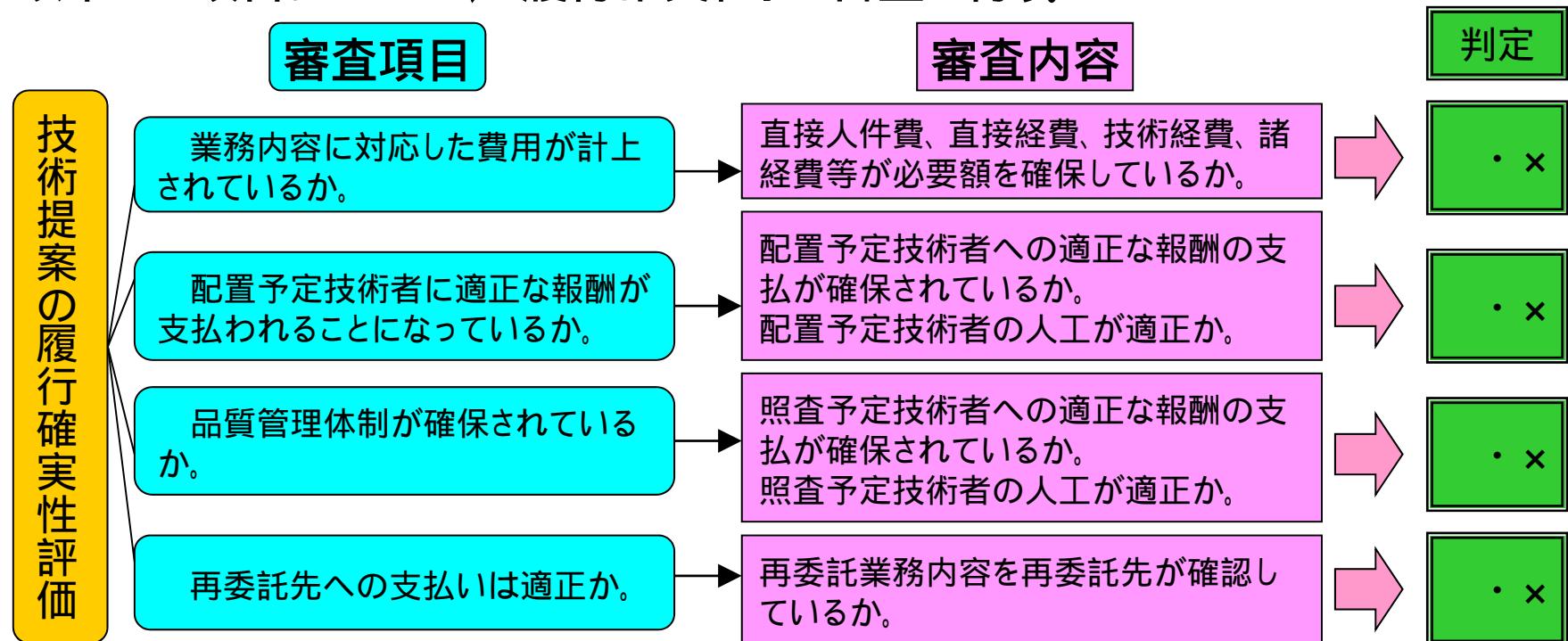
4. 技術提案の履行確実性評価 1/3

履行体制確認型の導入

- ・履行体制確認型総合評価落札方式は、品質確保対策として実施するもので、**入札説明書等に記載された要求要件を確実に履行できるかどうかを審査するものである。**
- ・**調査基準価格に満たない額で入札した者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。**

4. 技術提案の履行確実性評価 2/3

技術提案の履行確実性の審査項目と内容
以下の4項目について、「履行確実性」の審査を行う。



技術提案の履行確実性の評価方法

審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度」を付与する。

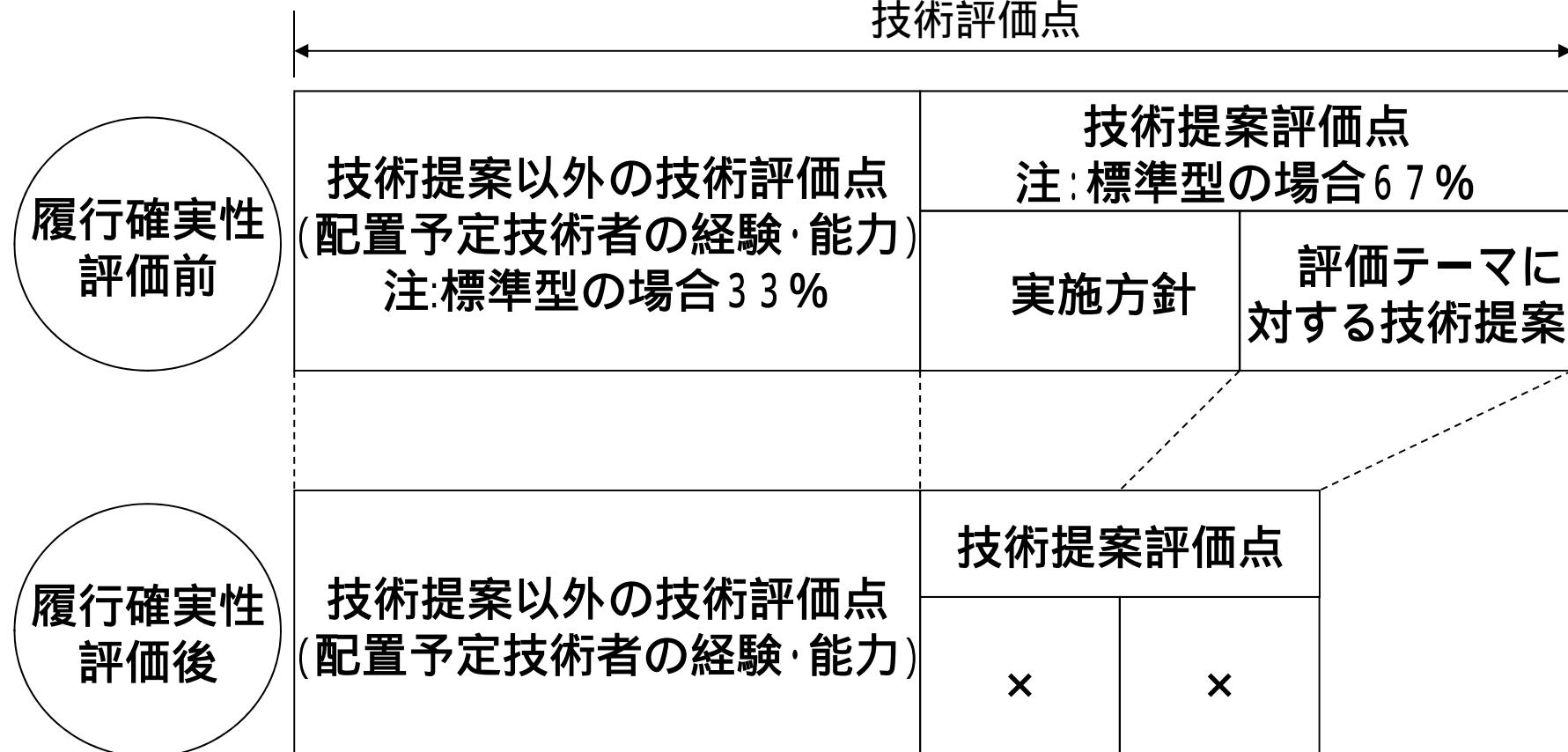
「」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0.12

4. 技術提案の履行確実性評価 3/3

技術評価点の算出イメージ

「技術評価点」 = (技術提案以外の技術評価点) +

(履行確実性評価前の技術提案評価点) × α(履行確実性度)



様式2

履行確実性評価前

予定価格	17,350,000
調査基準価格	13,280,000
価格評価の配分点	80点

(消費税抜き)
(消費税抜き)

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 #REF!
 2. 所属事務所 沖縄総合事務局 開発建設部 執行職員 沖縄総合事務局 開発建設部管理課 印
 3. 入札日時 平成 年 月 日 時 分 立会人 沖縄総合事務局 開発建設部管理課 印
 4. 落札決定日時 平成 年 月 日 時 分

業者名	①予定技術者の資格及び実績等(10点)	②予定技術者の成績及び表彰(15点)	③実施方針(15点)	④評価テーマ(30点)	⑤履行確実性度(1.0)	⑥実施方針・評価テーマ(③+④)×(3.0点)	得点合計	設定総得点	技術評価点(A)	第1回			備考	摘要
										入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
○○エンジニアリング(株)	7.53	12.00	10.00	24.00	1.0	34.00	53.53	70.0000	①45.8828	13,700,000	12.6224	58.5052		
(株)○○コンサルタント	6.67	11.33	8.67	26.00	1.0	34.67	52.67	71.0000	②44.5098	13,290,000	14.0403	58.5501		落札
(株)○○	8.00	10.67	15.00	15.55	1.0	30.55	49.22	72.0000	④41.0166	13,670,000	12.7262	53.7428		
○○コンサルタント(株)	5.67	10.67	13.33	22.00	1.0	35.33	51.67	73.0000	③42.4684	13,500,000	13.3141	55.7825		
○○設計(株)	7.33	12.00	9.99	0.00	1.0	9.99	29.32	74.0000	⑥23.7729	14,240,000	10.7550	34.5279		
(株)○○測量設計	8.00	12.00	5.67	18.77	1.0	24.44	44.44	75.0000	⑤35.5520	14,000,000	11.5850	47.1370		
○○(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		無効

様式2

履行確実性評価後

予定価格	17,350,000	(消費税抜き)
調査基準価格	13,260,000	(消費税抜き)
価格評価の配分点	60点	

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 #REP:
 2. 所属事務所 沖縄総合事務局 開発建設部
 3. 入札日時 平成 年 月 日 時 分
 4. 落札決定日時 平成 年 月 日 時 分

執行機関 沖縄総合事務局 開発建設部管理課

印

立会人 沖縄総合事務局 開発建設部管理課

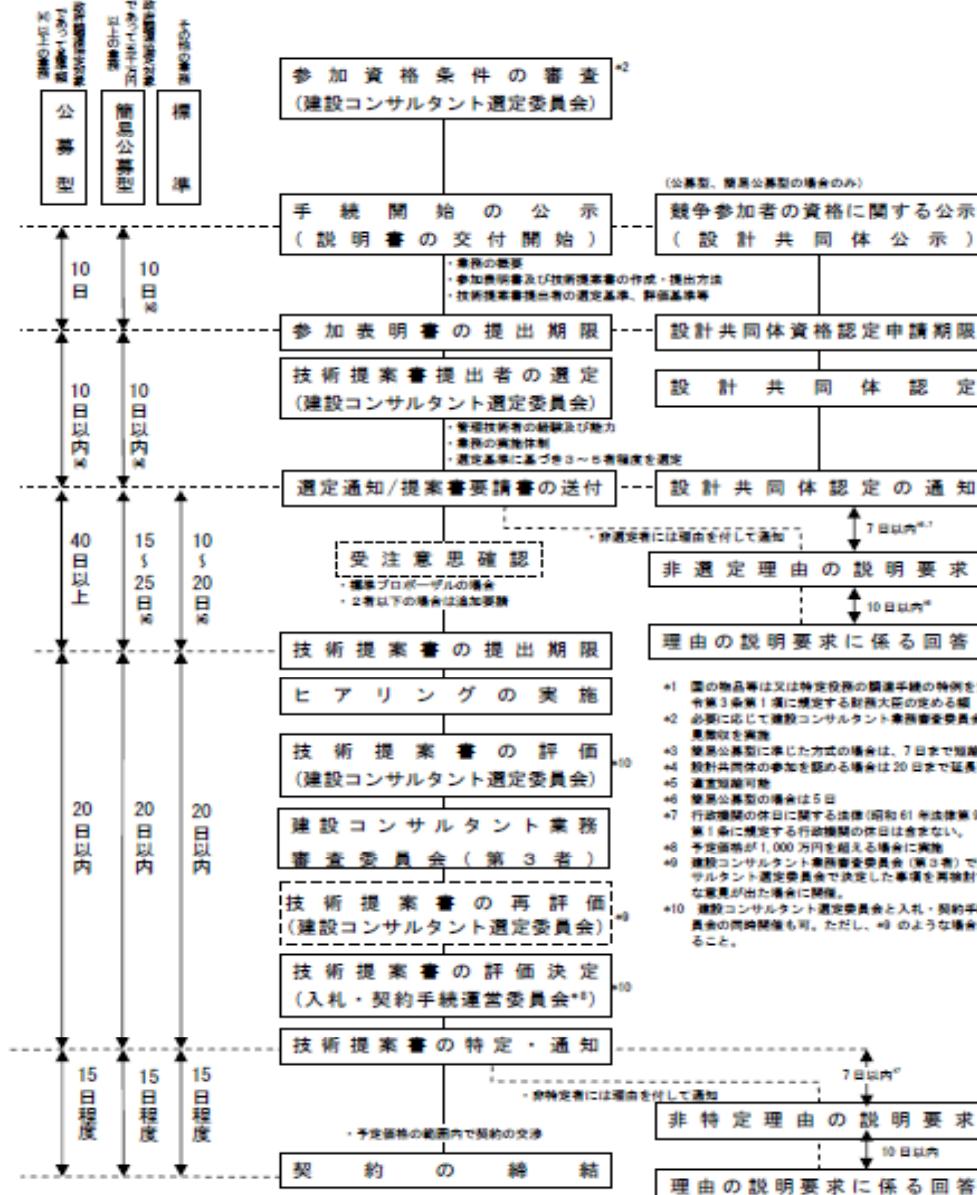
印

業者名	①予定技術者の資格及び実績等 (10点)	②予定技術者の成績及び表彰 (15点)	③実施方針			④評価テーマ (30点)	⑤履行確実性度 (1~0)	⑥実施方針・評価テーマ (③+④)× 得点合計	設定総得点	技術評価点(A)	第1回			備考	摘要
			実施方針	評価テーマ	得点合計						入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
○○エンジニアリング(株)	7.53	12.00	10.00	24.00	1.0	34.00	53.53	70.0000	①45.8828	13,700,000	12.6224	58.5052			
(株)○○コンサルタント	6.67	11.33	8.67	26.00	0.5	17.34	35.34	70.0000	④30.2871	13,290,000	14.0403	44.3274		落札	
(株)○○	8.00	10.67	15.00	15.55	1.0	30.55	49.22	70.0000	②42.1885	13,670,000	12.7262	54.9147			
○○コンサルタント(株)	5.87	10.67	13.33	22.00	0.75	26.50	42.84	70.0000	③36.7178	13,500,000	13.3141	50.0319			
○○設計(株)	7.33	12.00	9.99	0.00	0.25	2.50	21.83	70.0000	⑤18.7092	14,240,000	10.7550	29.4642			
(株)○○測量設計	8.00	12.00	5.67	18.77	0.0	0.00	20.00	70.0000	⑥17.1428	14,000,000	11.5850	28.7278			
○○(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		無効	

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

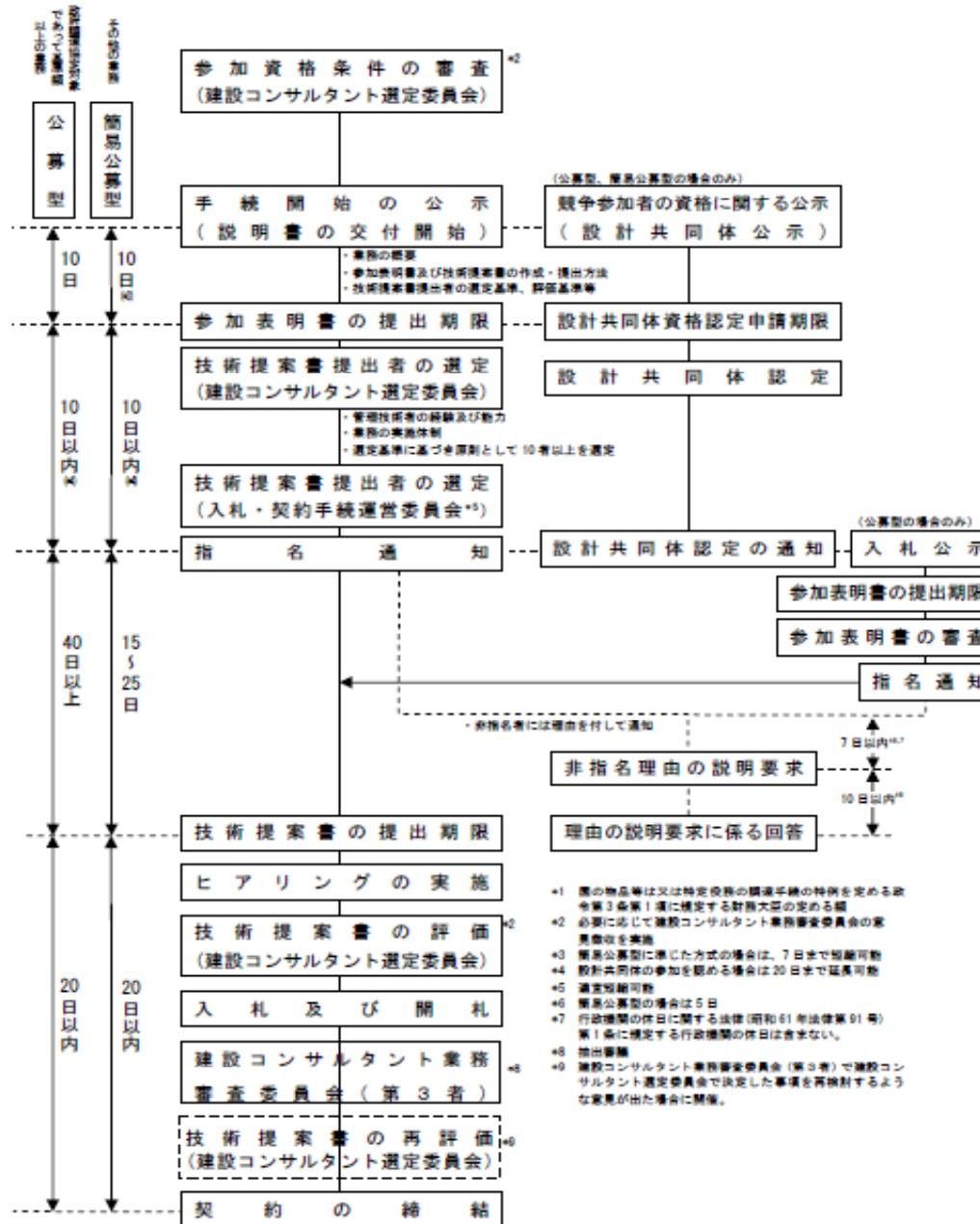
5 - 1. プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



5 - 2 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

総合評価落札方式(標準型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



*1 鹿の物品等は又は特定役務の請負等の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

*2 必要に応じて建設コンサルタント業務審査委員会の意見収集を実施

*3 簡易公募型に準じた方式の場合には、7日まで延長可能

*4 設計共同体の参加を認める場合は20日まで延長可能

*5 選定期間

*6 簡易公募型の場合には5日

*7 行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)

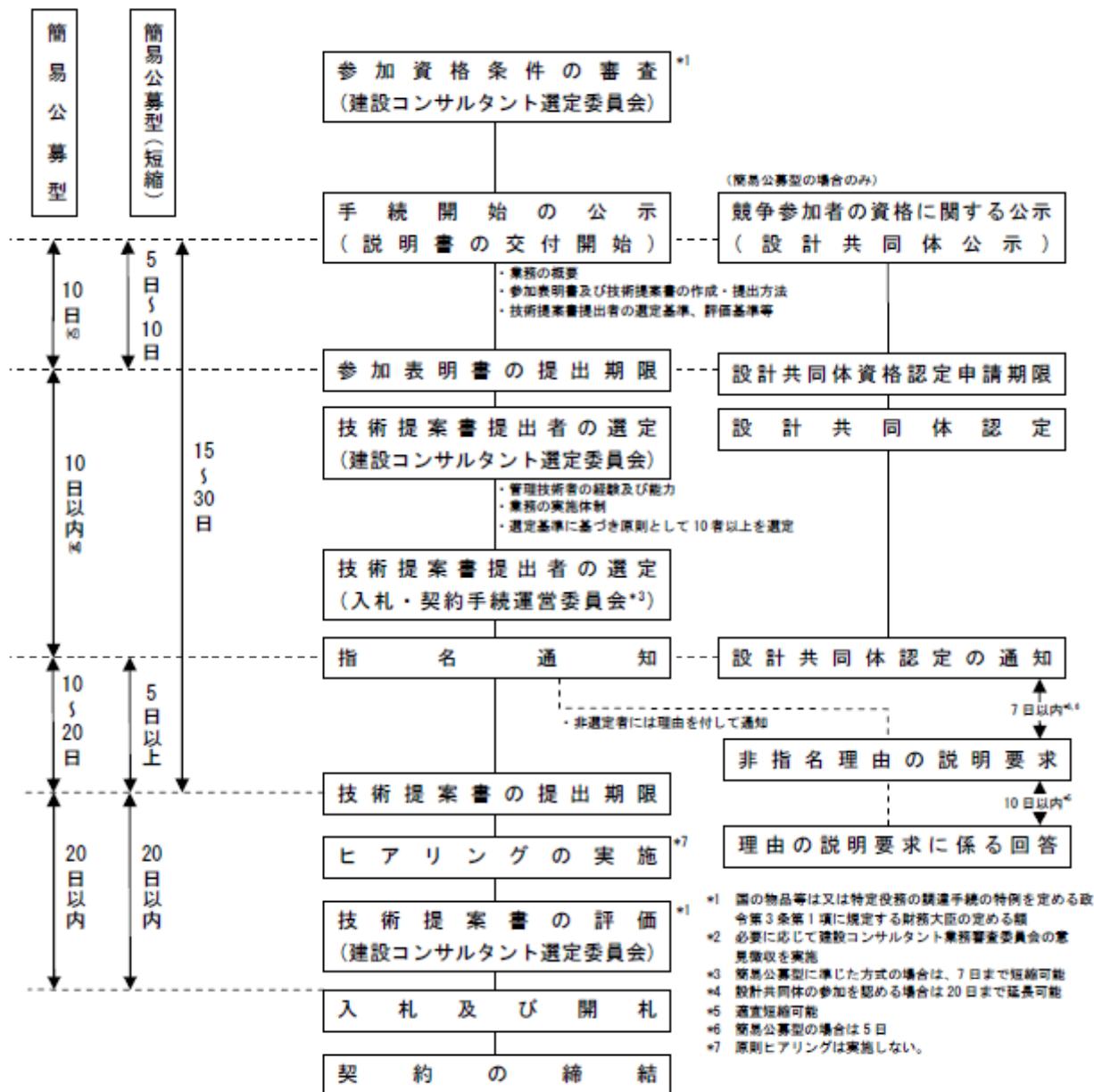
*8 第1項に規定する行政機関の休日は含まれない。

*9 提出書類

*10 建設コンサルタント業務審査委員会(第3者)で建設コンサルタント選定委員会で決定した事項を再検討するような意見が出た場合に限る。

5 - 3 . 総合評価落札方式(簡易型)の実施手順

総合評価落札方式(簡易型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。



6. 競争参加資格要件等

要件	参加資格	選定要件	特定要件	資料の提出の入札説明書様式（例）	備考	
予決令第70及び71条に該当しないこと	◎	—	—	様式1－2	企業	
当局の有資格者であること	◎	—	—	様式1－2		
指名停止を受けている期間中でないこと	◎	—	—	様式1－2		
暴力団関係の排除	◎	—	—	様式1－2		
技術提案提出者との資本関係がないこと	◎	—	—			
資格要件 建設コンサルタント 登録等	土木建設コンサル 地質調査 測量	— — ◎	◎ — —	様式6		
発注業務と同種・類似の業務の実績	◎	◎	—	様式2		
過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—			
管内常駐技術者数	—	○	—	様式1-5		
地域貢献度（災害協定締結の有無）	—	—	—			
自己資本比率	—	○	—	様式1-6		
瑕疵担保力	—	○	—	様式1-7		
法令の遵守状況	—	○	—			
成績・表彰	◎	◎	—	様式8		
事故及び不誠実な行為	—	◎	—	様式7		
業務拠点（企業の所在地）	—	—	—			
その他	—	○	—			

管理技術者	技術者資格・経験	◎	◎	◎	様式3	
	同種・類似業務の実績	◎	◎	◎	様式4	
	地域精通度（近隣地域での業務実績）	—	○	○	様式3	
	成績・表彰	—	○	◎	様式3	
	手持ち業務量	◎	◎	◎	様式3	
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—		
	当該部門の従事期間	—	○	○	様式3	
担当技術者	C P Dの取得状況	—	—	○		
	技術者資格・経験	—	—	○	様式3	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。（最大3名まで） なお、複数の担当技術者の評価については、各担当技術者毎の評価点の「平均値」に人数に応じて低減率を乗ずるものとする。ただし、業務規模に応じ、適用を除外できる。 3名…×1.0 2名…×0.9 1名…×0.8
	同種・類似業務の実績	—	—	○	様式3, 4	
	地域精通度	—	—	○	様式3	
	成績・表彰	—	—	○	様式3	
	当該部門の従事期間	—	—	○	様式3	
照査技術者	C P Dの取得状況	—	—	○		照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。
	技術者資格・経験	—	—	○	様式1 1	
	同種・類似業務の実績	—	—	○	様式1 1	
	地域精通度	—	—	—	様式1 1	
	成績・表彰	—	—	○	様式1 1	
	当該部門の従事期間	—	—	○	様式1 1	
	C P Dの取得状況	—	—	○		
	実施体制（再委託等）	◎	◎	—	様式5	
	実施方針等（ヒアリング含む）	—	—	◎	様式1 2, 1 3	ヒアリング結果を反映させる
	評価テーマに対する提案	—	—	◎	様式1 4	ヒアリング結果を反映させる
	参考見積（業務コストの妥当性）	—	—	◎		

◎：原則として設定

○：必要に応じて設定

—：原則として設定しない

総合評価落札方式

要件		参加資格	指名要件	技術評価	資料の提出の入札説明書（例）	備考
企業	予決令第70及び71条に該当しないこと	◎	—	—	様式1-2	
	当局の有資格者であること	◎	—	—	様式1-2	
	指名停止を受けている期間中でないこと	◎	—	—	様式1-2	
	暴力団関係の排除	◎	—	—	様式1-2	
	入札参加者との資本関係がないこと	◎	—	—		
	資格要件 建設コンサルタント	—	◎	—	様式6	
	地質調査	—	◎	—		
	登録等 測量	◎	—	—		
	発注業務と同種・類似の業務の実績	◎	◎	—	様式2	
	過去2年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—		
	管内常駐技術者数	—	○	—	様式15	
	地域貢献度（災害協定締結の有無）	—	○	—	様式7	
	自己資本比率	—	○	—	様式16	
	瑕疵担保力	—	○	—	様式17	
	法令の遵守状況	—	○	—		
	成績・表彰	◎	◎	—	様式8	
	事故及び不誠実な行為	—	○	—	様式7	
	業務拠点（企業の所在地）	○	○	—	様式1	
	その他	—	○	—		

管理技術者	技術者資格・経験	◎	◎	◎	様式 3	
	同種・類似業務の実績	◎	◎	◎	様式 4	
	地域精通度（近隣地域での業務実績）	—	○	○	様式 3	
	成績・表彰	—	○	○	様式 3	
	手持ち業務量	◎	◎	◎	様式 3	
	過去 2 年度間の平均業務成績が一定の点数以上であること	◎	—	—		
	当該部門の従事期間	—	○	○	様式 3	
	CPD の取得状況	—	—	○		
担当技術者	技術者資格・経験	—	—	○	様式 3	担当技術者は、必要に応じて評価項目として設定する。（最大 3 名まで） なお、複数の担当技術者の評価については、各担当技術者毎の評価点の「平均値」に人数に応じて低減率を乗ずるものとする。ただし、業務規模に応じ、適用を除外できる。 3名…×1.0 2名…×0.9 1名…×0.8
	同種・類似業務の実績	—	—	○	様式 3, 4	
	地域精通度	—	—	○	様式 3	
	成績・表彰	—	—	○	様式 3	
	当該部門の従事期間	—	—	○	様式 3	
	CPD の取得状況	—	—	○		
照査技術者	技術者資格・経験	—	—	○	様式 1 1	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。
	同種・類似業務の実績	—	—	○	様式 1 1	
	地域精通度	—	—	—	様式 1 1	
	成績・表彰	—	—	○	様式 1 1	
	当該部門の従事期間	—	—	○	様式 1 1	
	CPD の取得状況	—	—	○		
実施体制（再委託等）		◎	◎	—	様式 5	
実施方針等（ヒアリング含む）		—	—	◎—※	様式 1 2, 1 3	ヒアリング結果を反映させる
評価テーマに対する提案（標準型のみ）		—	—	◎		標準型のみ設定 ヒアリング結果を反映させる

◎：原則として設定

○：必要に応じて設定

—：原則として設定しない

※標準型は原則ヒアリング実施、簡易型は原則ヒアリング実施しない。

地域要件の設定について

プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。

地域精通度は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ地域要件を設定する。地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、地域要件は設定しない。

価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で地域要件等を適宜設定するものとする。

発注方式別の地域要件・地域貢献度及び地域精通度の考え方

	地域要件 ^{注1)}	地域貢献度 ^{注2)}	地域精通度 ^{注3)}
プロポーザル方式	×	×	○ (技術者評価の選定・特定段階)
総合評価落札方式	○	○ (企業評価の指名段階)	○ (技術者評価の指名・入札段階)
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	○	○ (指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎：適宜採用・評価する ○：必要に応じて採用・評価 ×：採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所の有無

注2) 地域貢献度：一定の地域内における災害協定締結の有無

注3) 地域精通度：一定の地域内における企業・技術者の業務実務の有無

7. 評価項目及び評価方法等

7-1. 評価項目等

(1) 選定・指名段階における配点

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者(企業)の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェートは、以下の表の通りとする。

業務内容に応じ、評価ウェートを適宜設定することができるものとする

選定・指名段階における配点ウェート(プロポーザル方式・総合評価落札方式共通)

評価項目	参加表明者(企業)		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェート	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35%

(▲10%) → (+10%)

注1: ()内は標準的な配点ウェートに対し、変動させて良い幅を示す。

注2: → は、変動幅の中で移転させて良いウェートの行き先を示す。

(2) プロポーザル方式の特定・入札段階における配点

プロポーザル方式の特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェートは、以下の表の通りとする。

業務内容に応じ、評価ウェートを適宜設定することができるものとする。

プロポーザル方式の特定段階における配点ウェート

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価の ウェート	総合評価型	10% (▲5%) → (+5%)	15%	25% (▲12.5%) → (+12.5%)

注1：()内は標準的な配点ウェートに対し、変動させて良い幅を示す。

注2： は、変動幅の中で移転させて良いウェートの行き先を示す。

(3) 総合評価落札方式の入札段階における配点

総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェートは、以下の表の通りとする。

業務内容に応じ、評価ウェートを適宜設定することができるものとする。

総合評価落札方式の入札段階における配点ウェート

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案」
評価の ウェート	1:3 の場合	10% (▲5%) → (+5%)	15%	25% (▲12.5%) → (+12.5%)
	1:2 の場合	15% (▲7.5%) → (+7.5%)	18%	30% (▲15%) → (+15%)
	1:1 の場合	25% (▲12.5%) → (+12.5%)	25%	50%

注1：()内は標準的な配点ウェートに対し、変動させて良い幅を示す。

注2： は、変動幅の中で移転させて良いウェートの行き先を示す。

(4)評価項目の例

評価 項目	評価の着目点			評価の ウェート
	判断基準			
～の 参 加 経 験 表 明 者 及 び 能 力 業 （企 業 ）	資 格 要 件	技 術 部 門 登 録	<p>(様式－6)</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務に関する<u>道路部門</u>の建設コンサルタント登録が有る者、 公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれら と同等と認められる機関。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>	① 6
	專 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性 (業 務 実 績)	<p>(様式－2)</p> <p>過去10年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降に同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実 績がある。</p> <p>②平成〇年度以降に類似業務の実績がある。</p> <p>③業務実績が無い場合は指名しない。</p>	① 9 ② 5 ③指名し ない

専門技術力	<p>成果の確実性（業務成績）</p> <p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注（営繕・港湾空港事業を除く）の過去2年度間の土木関係建設コンサルタント業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 60点未満</p> <p>なお、過去2年度間の100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	<p>配点：28</p> <p>①100% ②80% ③60% ④40% ⑤20% ⑥加点しない</p>
(彰) 成果の確実性（優良表彰）	<p>(様式－8)</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）で、過去2年度間の土木関係建設コンサルタント業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>①局長表彰の実績あり ②事務所長（部長）表彰の実績あり 上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>①7 ②3 ③加点しない</p>

	事故及び不誠実な行為	<p>(様式-7)</p> <p>沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、過去1年間に以下の措置を受けている場合、下記の順位で評価を減ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指名停止 ②文書注意 <p>評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。</p> <p>設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①-5 ②-3
	結災の有無 災害協定締結	<p>(様式7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①沖縄総合事務局との災害協定締結あり ②沖縄総合事務局との災害協定締結なし <p>所属する協会等が災害協定を締結している場合も含む。</p>	【選択】
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(様式-3)</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）、技術士（建設部門）、博士（工学） ②RCCM 【部門まで設定可】 <p>地質調査技士 【地質調査分野に適用】</p> <p>土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）【土木関係分野に適用】</p> <p>コンクリート診断士 【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】</p> <p>土木鋼構造診断士 【鋼構造物の維持・修繕に適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③上記に該当しない場合は指名しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①5 ②2 ③指名しない

専門技術力 業務執行技術力 (業務実績)	<p>(様式－3) (様式－4)</p> <p>過去10年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降に同種業務の実績、過去に同種業務をマネジメントした実務経験（※）又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>②平成〇年度以降に類似業務の実績、過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者<u>又は担当技術者</u>とする。</p> <p>③上記以外の場合は指名しない。</p>	①6 ②3 ③指名しない
情報収集力	<p>(様式－3)</p> <p>平成〇年度以降 【標準として過去10年】 の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。</p> <p>①当該事務所における業務受注実績あり。</p> <p>②沖縄総合事務局管内における業務実績あり。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>③上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>※TECRISに登録されていない業務及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認出来ない業務については、契約金額や業務内容が判断できる資料（契約書、特記仕様書の写し）を添付する。</p>	①4 ②2 ③加点しない

予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力（業務成績）	<p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注（営繕・港湾空港事業を除く）の過去4年度間の土木関係建設コンサルタント業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 60点未満 <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。</p> <p>なお、過去4年度間の100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	配点:28
		優良表彰	<p>(様式－3)</p> <p>沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）で、過去4年度間の土木関係建設コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①局長表彰の実績あり ②事務所長（部長）表彰の実績あり <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p>	①100% ②80% ③60% ④40% ⑤20% ⑥加点しない

専任性	手持ち業務金額及び件数	<p>(様式－3)</p> <p>下記の項目に該当する場合は指名しない。(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち業務の契約金額が4億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 <p>ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部所管業務において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、下記の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。) 	—
業務実施体制	性 業務実施体制の妥当	<p>(様式－5)</p> <p>下記の項目のいずれかに該当する場合には指名しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	—

なお、設計共同体の評価方法は、以下のとおりとする。

- ・成果の確実性(業務実績)は、代表者で評価する。
- ・成果の確実性(業務成績)は、構成員全ての加重平均で評価する。
- ・技術部門登録、成果の確実性(優良表彰)は、構成員のうち最も高い者で評価する。
- ・事故及び不誠実な行為は、構成員のうち最も低い者で評価する。
- ・管内常駐技術者は、構成員全ての合計で評価する。

技術評価点を算出するための例

【標準型1:3の場合。「資格・実績等」に10%、「成績・表彰」に15%、実施方針に25%、「評価テーマに対する技術提案」に50%配点した場合の例】

評価項目	評価の着目点			技術点		
	判断基準			管理技術者	担当技術者	(照査技術者)
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	<p>(様式-3) 技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士 総合技術監理部門：選択科目を建設部門)、技術士(建設部門)、博士(工学)</p> <p>②RCCM 【部門まで設定可】</p> <p>地質調査技士 【地質調査分野に適用】</p> <p>土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) 【土木関係分野に適用】</p> <p>コンクリート診断士 【コンクリート構造物の維持・修繕に適用】</p> <p>土木鋼構造診断士 【鋼構造物の維持・修繕に適用】</p>	① 1.0 ② 0.5	② 1.0 ② 0.5	【未選択】
	専門技術力	業務執行技術力(業務実績)	<p>(様式-3) (様式-4) 過去10年度間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成〇年度以降に同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験(※)がある。</p> <p>②平成〇年度以降に類似業務の実績、過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は<u>担当技術者</u>とする。</p>	① 1.0 ② 0.5	① 1.0 ② 0.5	【未選択】

	情報収集力	地域精通度	<p>(様式－3)</p> <p>平成〇年度以降 【標準として10年】の当該事務所・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。完了・履行中については問わない。</p> <p>①当該事務所における業務受注実績あり。 ②沖縄総合事務局管内における業務実績あり。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 ③上記に該当しない場合は加点しない。</p>	①1.0 ②0.5 ③加点しない	①1.0 ②0.5 ③加点しない	—
専門技術力	業務執行技術力 (業務成績)		<p>国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注（営繕・港湾空港事業を除く）の過去4年度間の土木関係建設コンサルタント業務のTECRIS平均評価点を下記の順位で評価する。</p> <p>①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤60点以上65点未満 ⑥60点未満 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者<u>又は担当技術者</u>とする。</p> <p>なお、過去4年度間の100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局発注業務の業務登録がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	配点：3 ①100% ②80% ③60% ④40% ⑤20% ⑥加点しない	配点：3 ①100% ②80% ③60% ④40% ⑤20% ⑥加点しない	配点：0 【未選択】 ①100% ②80% ③60% ④40% ⑤20% ⑥加点しない

業務執行技術力 (優良表彰)	<p>(様式－3)</p> <p>国土交通省及び【他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務において設定】沖縄総合事務局開発建設部発注業務（營繕・港湾空港事業を除く）で、過去4年度間の土木関係建設コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①局長表彰の実績あり ②事務所長（部長）表彰の実績あり ③上記以外の場合は加点しない。</p>	①1. 5 ②1. 0 ③加点しない	①1. 5 ②1. 0 ③加点しない	—
---------------------------	---	--------------------------	--------------------------	---

担当技術者は、最大3名までとする。複数の担当技術者の評価については、各担当技術者毎の評価点の「平均値」に人数に応じて下記低減率を乗ずるものとする。

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準		書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー ・工程表 その他 (様式－13)	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5.	5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	3.	0
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	3.	0
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	3.	5
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		
		なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。		

③ 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
評価テーマに関する技術提案 (様式-14)	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	8
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	6
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	6

	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	6
評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	2
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	4
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	

7. 評価項目及び評価方法等

7 - 2 . 評価方法(評価に当っての基本的な考え方)

技術資料の評価は、原則として3名以上の職員で項目毎に各々評価を行う。

定性評価項目(実施方針、特定(評価)テーマ)の評価は、5段階評価に区分して評価することを基本とする。

担当技術者が複数いる場合は、各個人について評価し、参加表明書や技術提案書で提出された全員の平均により評価する。

担当技術者3名の場合: × 1.0

担当技術者2名の場合: × 0.9

担当技術者1名の場合: × 0.8

ただし、適用については業務規模により除外できるものとする。

各社の技術資料の評価は、各項目毎に の評価をもとに平均値を算出し、それを合計した値とする。

○実施方針の評価方法

評価基準	AA (5点)	A (4点)	A' (3点)	B (2点)	B' (1点)
評価 ウェート	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度が非常に高い。 ・実施手順の妥当性が非常に高い。 ・工程計画の妥当性が非常に高い。 ・工程計画の妥当性が非常に高い。 ・仕様書を変更するような有益な代替案または重要事項のいづれかの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度が高い。 ・実施手順の妥当性が高い。 ・工程計画の妥当性が高い。 ・仕様書を変更するような有益な代替案または重要事項のいづれかの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度がやや高い。 ・実施手順の妥当性がやや高い。 ・工程計画の妥当性がやや高い。 ・有益な代替案と重要事項の両方の指摘があるが仕様書の変更までは至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度が一般的。 ・実施手順の妥当性が一般的。 ・工程計画の妥当性が一般的。 ・有益な代替案または重要事項のいづれかの指摘があるが仕様書の変更までは至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度がやや低い。 ・実施手順の妥当性がやや低い。 ・工程計画の妥当性がやや低い。 ・有益な代替案や重要事項の指摘に当たるものが無い。
5点の場合	$5 \times 5 / 5 = 5$	$5 \times 4 / 5 = 4$	$5 \times 3 / 5 = 3$	$5 \times 2 / 5 = 2$	$5 \times 1 / 5 = 1$
10点の場合	$10 \times 5 / 5 = 10$	$10 \times 4 / 5 = 8$	$10 \times 3 / 5 = 6$	$10 \times 2 / 5 = 4$	$10 \times 1 / 5 = 2$

○評価テーマの評価方法

評価基準	AA (5点)	A (4点)	A' (3点)	B (2点)	B' (1点)
評価 ウェート	的確性、実現性等において、整合性が非常に高く、またキーワードも全て網羅されていて、十分な説得力もあり、裏付けも十分な場合等に評価。	的確性、実現性等において、整合性が高く、またキーワードもほぼ網羅されていて、ほぼ十分な説得力があり、裏付けもほぼ取れている場合等に評価。	的確性、実現性等において、整合性がやや高く、またキーワードもある程度網羅されていて、ある程度の説得力もあり、ある程度の裏付けがある場合等に評価。	的確性、実現性等において、整合性が一般的であり、キーワードは取りあえず網羅されていて、やや説得力があり、裏付けも一般的な場合等に評価。	的確性、実現性等において、整合性がやや低く、またキーワードがあまり網羅されておらず、説得力も不十分であり、裏付けも不十分な場合等に評価。
5点の場合	$5 \times 5 / 5 = 5$	$5 \times 4 / 5 = 4$	$5 \times 3 / 5 = 3$	$5 \times 2 / 5 = 2$	$5 \times 1 / 5 = 1$
10点の場合	$10 \times 5 / 5 = 10$	$10 \times 4 / 5 = 8$	$10 \times 3 / 5 = 6$	$10 \times 2 / 5 = 4$	$10 \times 1 / 5 = 2$

8. 同種・類似業務の取扱事例

【道路事業】

実績として評価する業務		道路計画				環境調査		兼ね 道	道路設計			構造物設計		防災 トンネル設計	定期点検、緊急点検	定期点検結果の診断	点検	各種資料作成			
		道路網整備計画検討	道路・交通等現況分析	交通需要予測検討	PIプロセス・社会実験実施	事業評価	整備効果分析検討		環境アセスメント	環境基礎調査(文献・現地調査等)	環境調査(常時観測等)	交通量観測	道路・橋梁等構造物景観設計	道路予備設計(中心線決定)	交通安全・渋滞対策等検討	道路予備設計(用地幅決定)	道路詳細設計	交差点設計(一般)	構造物予備・補修設計(大型、特殊)	構造物詳細・補修設計(大型、特殊)	
道路計画	道路網整備計画検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
	道路・交通等現況分析	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
	交通需要予測検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
	PIプロセス・社会実験実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
	事業評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
	整備効果分析検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○												
環境調査	環境アセスメント	○	○	○	○	○	○	○	○												
	環境基礎調査(文献・現地調査等)	○	○	○	○	○	○	○	○												
	環境調査(常時観測等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
交通量調査	交通量観測	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価
- : 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価
- : 類似業務として評価